

定 款

社会福祉法人 太 陽 会

鹿 児 島 市 吉 野 町 5 0 6 6 番地

電話（代表）2 4 3 - 6 6 3 9 番

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 障害児相談支援事業の経営

(ホ) 地域活動支援センターの経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 障害児通所支援事業の経営

(フ) 介護保険法に基づく通所介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人太陽会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市吉野町5066番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その半数をもって行う。ただし、外部委員の出席及び賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

5 議長は、理事又は事務局が担うことができる。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事または監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、その他の財産、収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)建物

①ゲストハウスⅡ

鹿児島市吉野町5160番地・5070番地8所在の

1. コンクリートブロック造陸屋根平家建

寄宿舍

48.11平方メートル

附属建物(外トイレ・ゲストハウス浴室)

8. 木造スレート葺平家建

便所

13.50平方メートル

9. 木造ルーフィングぶき平家建

浴室

3.73平方メートル

②和紙造形棟

鹿児島市吉野町5160番地所在の

1. 木造鉄板葺平家建

訓練棟

112.20平方メートル

③木工棟

鹿児島市吉野町5065番地所在の

1. 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

作業室

358.81平方メートル

④和紙造形棟（和紙漉き場）

鹿児島市吉野町5160番地所在の

1. 木造スレート葺平家建

訓練室

63.00平方メートル

⑤パンポンピ堂

鹿児島市吉野町5079番地1、5080番地19、5080番地20所在の

1. 木造スレート葺平家建

作業室

58.34平方メートル

そば屋凡太

附属建物

1. 軽量鉄骨造スレート葺平家建

作業室

51.15平方メートル

⑥オムニハウス

鹿児島市吉野町5160番地、5161番地所在の

1. 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

集会所・作業所

1階 238.06平方メートル

2階 236.60平方メートル

3階 19.65平方メートル

⑦陶芸棟

鹿児島市吉野町5075番地2、5071番地、5075番地3所在の

1. 木造スレート葺2階建

作業場

1階 164.87平方メートル

2階 18.05平方メートル

附属建物（ガス窯・灯油窯）

1. 軽量鉄骨造スレート葺平家建

作業場

9.93平方メートル

2. 軽量鉄骨造スレート葺平家建

作業場

28.88平方メートル

⑧n u i 棟

鹿児島市吉野町5072番地2、5079番地1、5072番地2先所在の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

作業所

218.94平方メートル

⑨レストランotafuku

鹿児島市吉野町5070番地8、5067番地所在の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

訓練室

1階 110.89平方メートル

2階 60.92平方メートル

⑩ゲストハウス I

鹿児島市吉野町5073番地1所在の

1. 木造合金メッキ鋼板葺平家建

寄宿舎

61.46平方メートル

⑪デイセンター

鹿児島市吉野町5072番地1所在の

1. 鉄骨造鋼板葺2階建

デイサービスセンター

1階 413.00平方メートル

2階 32.69平方メートル

附属建物

1. コンクリートブロック造陸屋根平家建

ボイラー室

12.65平方メートル

⑫管理棟

鹿児島市吉野町5066番地、5067番地、5160番地、5162番地所在の

1. 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建

事務所

1階 310.11平方メートル

2階 103.76平方メートル

⑬入所寮

鹿児島市吉野町5161番地、5065番地、5066番地、5160番地、5162番地所在の

1. 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建

寄宿舎

1階 1045.24平方メートル

2階 610.60平方メートル

附属建物

1. 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

ポンプ室

8.82平方メートル

⑭たぶの木ハウス I

鹿児島市吉野町5075番地1所在の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

寄宿舎

1階 244.28平方メートル

⑮園芸倉庫

鹿児島市吉野町 5073 番 2 所在の

1. 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

物置

34.53平方メートル

⑯アムアの森

鹿児島市吉野町 4022 番地 1、4022 番地 14 所在の

1. 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建

児童福祉施設

1階 805.22 平方メートル

2階 724.74 平方メートル

3階 98.11 平方メートル

⑰たぶの木ハウスⅡ

鹿児島市吉野町 5075 番地 1、5075 番地 3 所在の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

寄宿舍	1 階	174.32 平方メートル
	2 階	117.38 平方メートル

⑱ヨコノハウス

鹿児島市吉野町 4022 番地 9 所在の

1. 鉄筋コンクリート・木造スレート葺地下 1 階付 2 階建

寄宿舍・車庫	1 階	73.26 平方メートル
	2 階	28.98 平方メートル
	地下 1 階	18.46 平方メートル

⑲ホロホロハウスⅠ

鹿児島市吉野町 5163 番地 1 の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

寄宿舍	1 階	285.49 平方メートル
	2 階	145.20 平方メートル

⑳ホロホロハウスⅡ

鹿児島市吉野町 5163 番地 1 の

1. 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

寄宿舍	1 階	206.74 平方メートル
	2 階	105.48 平方メートル

㉑しょうぶハウス

鹿児島市吉野町 5058 番地 1 の

1. 木造スレート葺 2 階建

グループホーム	1 階	56.85 平方メートル
	2 階	44.22 平方メートル

(2) 土地

①鹿児島市吉野町5065番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（1171平方メートル）
②鹿児島市吉野町5066番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（699.39平方メートル）
③鹿児島市吉野町5067番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（773.92平方メートル）
④鹿児島市吉野町5160番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（1474平方メートル）
⑤鹿児島市吉野町5161番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（674平方メートル）
⑥鹿児島市吉野町5162番所在の（しょうぶ学園）	敷地	（254平方メートル）
⑦鹿児島市吉野町5070番8所在の（しょうぶ学園）	敷地	（207平方メートル）
⑧鹿児島市吉野町5080番19所在の（しょうぶ学園）	敷地	（15.01平方メートル）
⑨鹿児島市吉野町5072番 1所在の（デｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ）	敷地	（758平方メートル）
⑩鹿児島市吉野町5075番 1所在の（たぶの木ハウス）	敷地	（992.43平方メートル）
⑪鹿児島市吉野町4074番 3所在の（駐車場）	敷地	（232.30平方メートル）
⑫鹿児島市吉野町4073番 4所在の（駐車場）	敷地	（143平方メートル）
⑬鹿児島市吉野町4075番 3所在の（駐車場）	敷地	（121.85平方メートル）

⑭鹿児島市吉野町4075番 2所在の（駐車場）敷地	（611平方メートル）
⑮鹿児島市吉野町4076番 1所在の（駐車場）敷地	（1087平方メートル）
⑯鹿児島市吉野町4021番16所在の（アムアの森）敷地	（29.95平方メートル）
⑰鹿児島市吉野町4021番17所在の（アムアの森）敷地	（17.98平方メートル）
⑱鹿児島市吉野町4022番 1所在の（アムアの森）敷地	（1677.70平方メートル）
⑲鹿児島市吉野町4022番14所在の（アムアの森）敷地	（997.62平方メートル）
⑳鹿児島市吉野町5062番25所在の（アムアの森）敷地	（1.71平方メートル）
㉑鹿児島市吉野町5163番 1所在の（ホロホロハウス）敷地	（1757.62平方メートル）
㉒鹿児島市吉野町4022番 9 所在の（ヨコノハウス）敷地	（174.63平方メートル）
㉓鹿児島市吉野町5058番1所在の（しょうぶハウス）敷地	（176.84平方メートル）

- 3 その他の財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第36条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿児島市長の承認を得なければならない。ただし、次の号に掲げる場合には鹿児島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のために対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を鹿児島市に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅延なく鹿児島市に届けるものとする。

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、該当会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 収益を目的とする事業

(種 別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) レンタルホールの運営
- (2) クラフトショップの運営
- (3) 古物商の運営
- (4) ライブイベントの運営
- (5) 外部研修の運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第八章 解散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人太陽会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	福 森 操
理 事	日 高 哲 志
〃	上 園 辰 己
〃	岩 元 正 典
〃	久 保 清 次
〃	福 森 悦 子
監 事	浜 田 善 幸
〃	福 森 利 夫

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

1. 平成29年9月25日 一部改正
2. 令和 1年 8月 1日 一部改正
3. 令和 1年 8月30日 一部改正
4. 令和 2年 1月 1日 一部改正
5. 令和 2年 6月19日 一部改正
6. 令和 3年 1月 1日 一部改正
7. 令和 3年 6月 1日 一部改正
8. 令和 4年 1月 1日 一部改正
9. 令和 5年 1月 1日 一部改正
10. 令和 5年 6月16日 一部改正
11. 令和 5年10月30日 一部改正
12. 令和 7年 7月10日 一部改正